

※定員のある事業については、3月1日から(9:00~17:00まで、日・祝は除く)受付します。先着順のため定員になりしだい締め切ります。
幼児については、保護者同伴をお願いします。必ず上靴を持ってきてね!

日	時間	事業名	内容	定員
3月 3日(土) 10日(土) 17日(土) 24日(土) 31日(土)	14:00~16:00	子ども広場	「将棋広場」~初めての人・少しでも興味を持った人は、気軽に参加してください~ 対 象:おおむね小学1年生~6年生 ※開催日が変更になる場合があります。	なし
3月 8日(木)	10:00~11:30	子育てセミナー	「親子体操」~親子で楽しく体を動かそう!~ 講 師:山本尚明氏(体育文化指導協会) 場 所:青少年児童センター 体育館 持 物:水筒・タオル・着替え・親子とも体育館シューズ ※定員はありませんが、初めての方は事前に申し込みが必要です。	なし
3月24日(土) 31日(土) (2週連続講座)	10:00~11:30	おもしろ教室	2週連続講座「陶芸をしよう」~オープンで焼ける粘土を使います!~ 内 容:3月24日(土)・・・「形作り」 3月31日(土)・・・「色づけとコーティング」 乾燥させてから焼き上げるため、3月31日には、持って帰れません。 4月3日(火)以降にセンターへ取りに来てください。9:00~17:00まで。ただし、日曜日・祝日は除く。 対 象:幼児と小学生(ただし、幼児と小学1年生は、保護者同伴) 持 物:材料費200円/人	子どもの 人数で 15人

青少年児童センター

サッカー教室

◎サッカー教室開催期間

平成24年4月から平成24年9月の毎月第1・第3土曜日
(計9回の予定)
※開催日が変更になる場合があります。
※8月の開催はありません。

◎対 象

一部 小学1年生~2年生の男女 9:00~10:30
二部 小学3年生~6年生の男女 10:30~12:00
※学年は、4月からの新学年です。

◎定 員

一部・二部ともに各60人

◎参加費

ひとり1,800円(受講1,000円・保険代800円)

◎申込方法

往復はがきで申し込んでください。
3月10日の消印有効



●記入方法

往復はがき(あて先)

復信はがき(返信用)

〒583-0883 羽曳野市 向野3-1-33	《無記入》	申込者の 郵便番号 住所 氏名(保護者名)	サッカー教室受講希望 受講希望者の 氏名(ふりがな) 性別・年齢 生年月日・住所 電話番号・学校名 新学年・保護者名
羽曳野市立 青少年児童センター サッカー教室申込係			

注1) 希望者1人につき1枚で申し込んでください。
注2) 申し込み多数の場合、抽選の日時・場所を記入し連絡いたします。
注3) 開催日が変更になる場合があります。
☆お問い合わせは、青少年児童センター ☎952-0032まで

青少年児童センター

文化教室受講生(前期分)募集

平成24年4月から平成24年9月までの各文化教室生(前期分)を募集します。(対象学年は、4月からの新学年です)

教室名	対象者	定員	開催日時	会費	持物
書道教室 一部(硬筆)	小学1年	18人	毎月第1・3土曜 14:00~15:00	1,200円	2Bの鉛筆(2~3本)
書道教室 二部(毛筆)	小学2~3年	18人	毎月第1・3土曜 15:00~16:00	1,200円	習字道具一式
絵画教室 一部(クレパス)	小学1~3年	18人	毎月第2・4土曜 14:00~15:00	1,200円	クレパス(24色)
絵画教室 二部(水彩)	小学4~6年	18人	毎月第2・4土曜 15:00~16:00	1,200円	水彩道具一式
工作教室	小学2~6年	18人	毎月第2・4土曜 14:00~16:00	1,500円	鉛筆・さし(30cm)・のり・はさみ・手ふきタオル
子どもクッキング教室	小学4~6年	21人	毎月第1・3土曜 14:00~16:00	1,800円	エプロン・手ふきタオル・三角巾

申込方法: 往復はがきで申し込んでください。(3月10日の消印有効)

記入方法	往復はがき(あて先)	復信はがき(返信用)
	〒583-0883 羽曳野市 向野3-1-33 羽曳野市立 青少年児童センター 文化教室申込係	申込者の 郵便番号 住所 氏名(保護者名)

○教室受講希望
受講希望者の
氏名(ふりがな)
生年月日
住所
電話番号
学校名
新学年
保護者名

注1) 希望者1人につき1枚申し込んでください。複数の教室を希望される場合も、1教室につき1枚で申し込んでください。
注2) 申し込み多数の場合、抽選の日時・場所を記入し連絡いたします。
注3) 開催日が変更になる場合があります。
☆お問い合わせは、青少年児童センター ☎952-0032まで

サラダボール

みなさんは「ソーシャル・インクルージョン」という言葉をご存知ですか? 日本語では「社会的包摂」といい、地域社会で生活する上で何らかのハンディキャップのある人も含め、すべての人が排除されることなく、社会の一員として生活すること。また、そういう社会のあり方をいいます。
数年前までは、近所に認知症のグループホームができるという話が持ち上がると、地域ぐるみの反対運動が起こるようなことがありました。最近では、グループホームに入居している人も地域の老人クラブの行事に参加するなど、地域にとけ込み、共に社会生活を

送っている事例が多くあります。
このように変化してきた理由のひとつとして、認知症になる原因や症状、患者とのかかわり方などがよく知られるようになってきたということがあります。お互い相手のことをよく知って、白頭から声をかけあうような関係になれば、排除したり、仲間はずれにしたりということがなくなっていくのでしょう。年齢、性別、国籍や障がいの有無など、互いの差異や多様性を認め合い、知りあえば、地域社会で共に生活していくことができるはずです。
昨年3月に策定した「第2期羽曳野市地域

福祉計画」『ささえあいネットはびきの』の実現に向けても、そのような社会をめざしています。
そして、本紙4~5頁に掲載している「災害時要援護者支援制度」づくりを通じて、高齢者や障がいがある人、難病の人など、災害時の避難に手助けが必要な人とご近所の人、白頭から声をかけあい、顔の見える関係を作っておき、いざというときには助けあって避難できるようにする。それこそがソーシャル・インクルージョンの社会づくりの第一歩なのです。
(人権推進課)